

# 調査測量設計業務共通仕様書 新旧対照表

第4編 用地調査業務共通仕様書  
第1章 総則

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>1-1 総 則</b></p> <p>1-1-1 適用範囲 【現行どおり】</p> <p>1-1-2 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1～5 【現行どおり】</p> <p>6 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、用地調査業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有するもので委託者が承諾した者をいう。</p> <p>7～34 【現行どおり】</p> <p>1-1-3 受託者・委託者の責務～ 1-1-7 業務担当員 【現行どおり】</p> <p>1-1-8 管理技術者</p> <p>1 受託者は、用地調査業務における管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。</p> <p>2 管理技術者は、契約図書に基づき用地調査業務に関する技術上の管理を行うものとする。</p> <p>3 管理技術者は、用地調査業務において主たる業務に関し、<u>次のいずれかの資格、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者（1-1-2 用語の定義参照）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</u></p> <p><u>（1）土地改良補償士（公益社団法人土地改良測量設計技術協会土地改良補償士資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。）</u></p> <p><u>（2）土地改良補償業務管理者（公益社団法人土地改良測量設計技術協会土地改良補償業務管理者等資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。）</u></p> <p><u>（3）補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）で、次のいずれかの登録部門を有する者。</u></p> <p><u>（ア）主たる業務が補償物件調査の権利及び土地利用履歴等に関する調査の場合は、「土地調査部門」</u></p> <p><u>（イ）主たる業務が補償物件調査の建物、工作物、立竹木等及びその他通常生ずる損失の補償に関する調査及び補償額等の算定の場合は、「物件部門」</u></p> <p><u>（ウ）主たる業務が補償物件調査の機械工作物の補償に関する調査及び補償額等の算定の場合は、「機械工作物部門」</u></p> <p><u>（エ）主たる業務が補償物件調査の営業その他の補償に関する調査及び補償額等の算定の場合は、「営業補償・特殊補償部門」</u></p> <p><u>（オ）主たる業務が補償物件調査の土地評価に関する調査及び補償額等の算定の場合は、「土地評価部門」</u></p> <p><u>（カ）主たる業務が環境影響調査の工事振動、騒音、水枯渇等の調査及び工事振動等により発生する建物その他の工作物の損害等の事前調査、事後調査、因果関係の調査・検討、費用負担額の算定の場合は、「事業損失部門」</u></p> <p><u>（4）計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条の登録を受けている者をいう。）で、環境計量士（騒音・振動関係）の区分を有する者（主たる業務が環境影響調査の工事振動、騒音の調査の場合）</u></p> <p>4～5 【現行どおり】</p> <p>【以下 現行どおり】</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>1-1 総 則</b></p> <p>1-1-1 適用範囲 【省略】</p> <p>1-1-2 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1～5 【省略】</p> <p>6 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、用地調査等の主たる補償業務に関し、7年以上の実務経験を有するもので委託者が承諾した者をいう。</p> <p>7～34 【省略】</p> <p>1-1-3 受託者・委託者の責務～ 1-1-7 業務担当員 【省略】</p> <p>1-1-8 管理技術者</p> <p>1 受託者は、用地調査業務における管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。</p> <p>2 管理技術者は、契約図書に基づき用地調査業務に関する技術上の管理を行うものとする。</p> <p>3 管理技術者は、用地調査業務において主たる業務に関し、<u>補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）または土地改良補償士（公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償士資格試験実施規程第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。）</u>、<u>土地改良補償業務管理者（公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者研修及び資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されているものをいう。）</u>、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4～5 【省略】</p> <p>【以下 省略】</p>	<p>文言の改正・削除</p> <p>文言の改正</p>